

## 期日指定定期預金

(2015年3月9日現在)

商 品 名 (愛 称)	期日指定定期預金	
販売対象	・ 個 人	
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最長預入期間3年 1年経過後は、この預金の全部または一部について満期日を任意の日に指定することができます。ただし、満期日を指定する時は、その1カ月前までに通知する必要があります。</li> <li>・ 最長預入期間を満期日とした自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。</li> </ul>	
預入	預入方法	・ 一括預入
	預入金額	・ 100円以上300万円未満
	預入単位	・ 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・ 据置期間経過後、満期日を指定することにより元本の一部を支払うことができます。</li> <li>・ 一部支払は1万円単位とします。一部支払は金庫所定の払戻請求書に署名捺印し証書または通帳を提出して下さい。</li> <li>・ 一部支払元金に対応する預金利息とともに支払います。</li> </ul>	
利息	適用利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定金利（預入時の店頭揭示金利を満期日まで適用します。）</li> <li>・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</li> </ul>
	支払方法	・ 満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付利単位を1円とした1年365日とする日割計算で、1年毎の複利で計算します。</li> <li>・ 預入期間が1年以上2年未満の場合は、2年未満の利率を適用します。</li> <li>・ 預入期間が2年以上3年未満の場合は、2年以上の利率を適用します。</li> </ul>
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お利息には20%（国税15%，地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）</li> <li>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%，地方税5%）の税金がかかります。</li> </ul>	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の利率に0.5%上乗せした利率）</li> </ul>	

中途解約の 取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、下記による預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。</p> <p>・期日指定定期預金中途解約の場合</p> <table border="1" data-bbox="448 389 1426 669"> <tr> <td>預入期間が6カ月未満の場合</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が6カ月以上1年未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×40%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×50%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×60%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×70%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×90%</td> </tr> </table> <p>(注) 解約日の普通預金利率(小数点第3位以下切捨)</p>	預入期間が6カ月未満の場合	解約日の普通預金利率	預入期間が6カ月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%	預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%	預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%	預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%	預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%
預入期間が6カ月未満の場合	解約日の普通預金利率												
預入期間が6カ月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%												
預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%												
預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%												
預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%												
預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%												
金利情報の 入手方法	<p>・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</p>												
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話 0120-131-811)にお申出ください。</p> <p>・紛争解決措置：東京弁護士会(電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話 03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話 03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>												
その他参考 となる事項	<p>・満期日以降のお利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</p> <p>・自動継続により新元金が300万円以上となった場合には、スーパー定期3年複利型とします。</p> <p>・総合口座の取扱いの場合一部支払いによって、残高が3万円未満になる場合は、取引(支払)はできません。</p> <p>・連名によるお取扱はできません。</p> <p>・預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>												